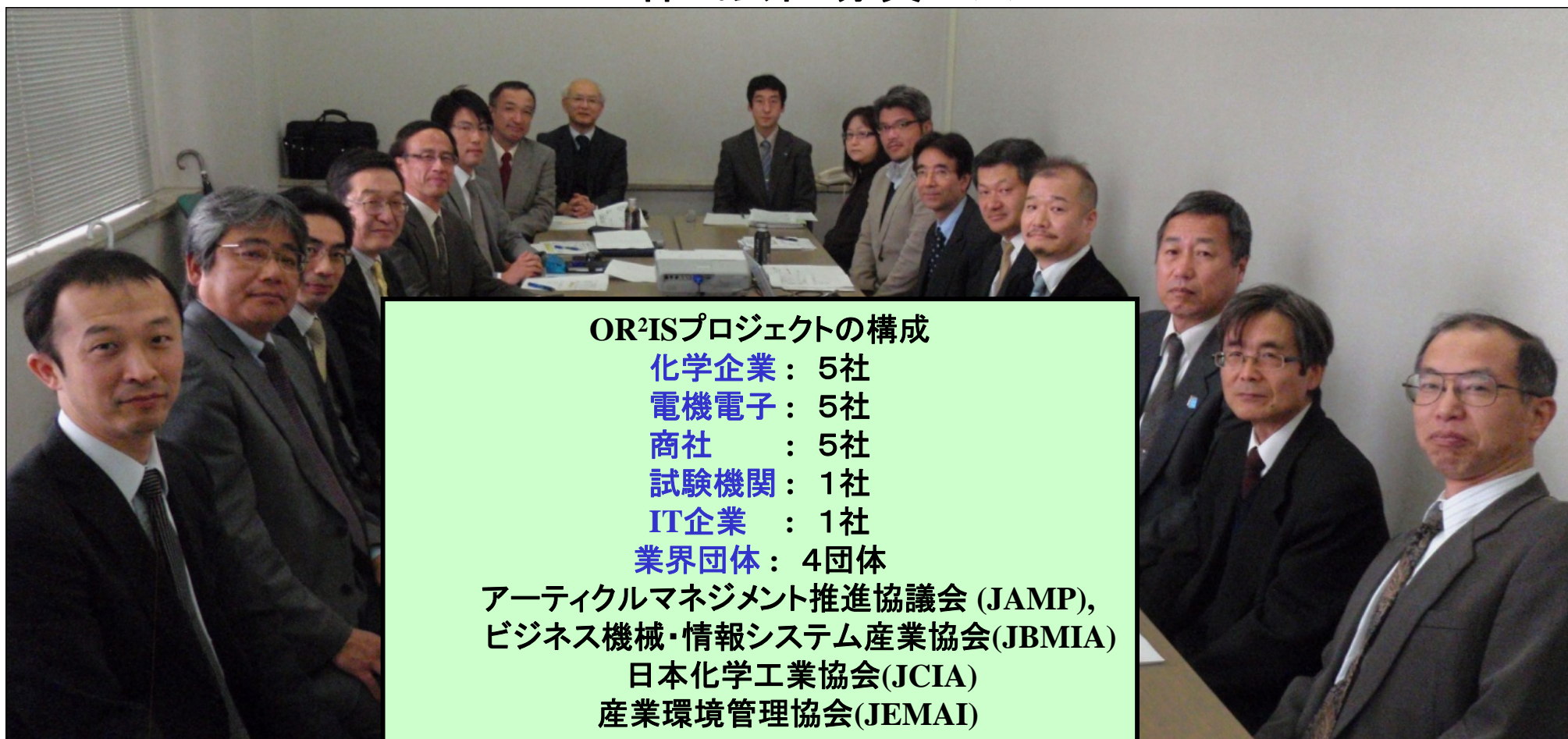


「Value Net上の双方向のREACH情報伝達ツール」 “OR²IS(オーリス) *1”と“GREEN eBASE”の紹介

2011年10月5日

DIC株式会社 赤真正人



* 1 : OR²IS : OR Related REACH Information Sheet (ORを介したREACH情報シート)

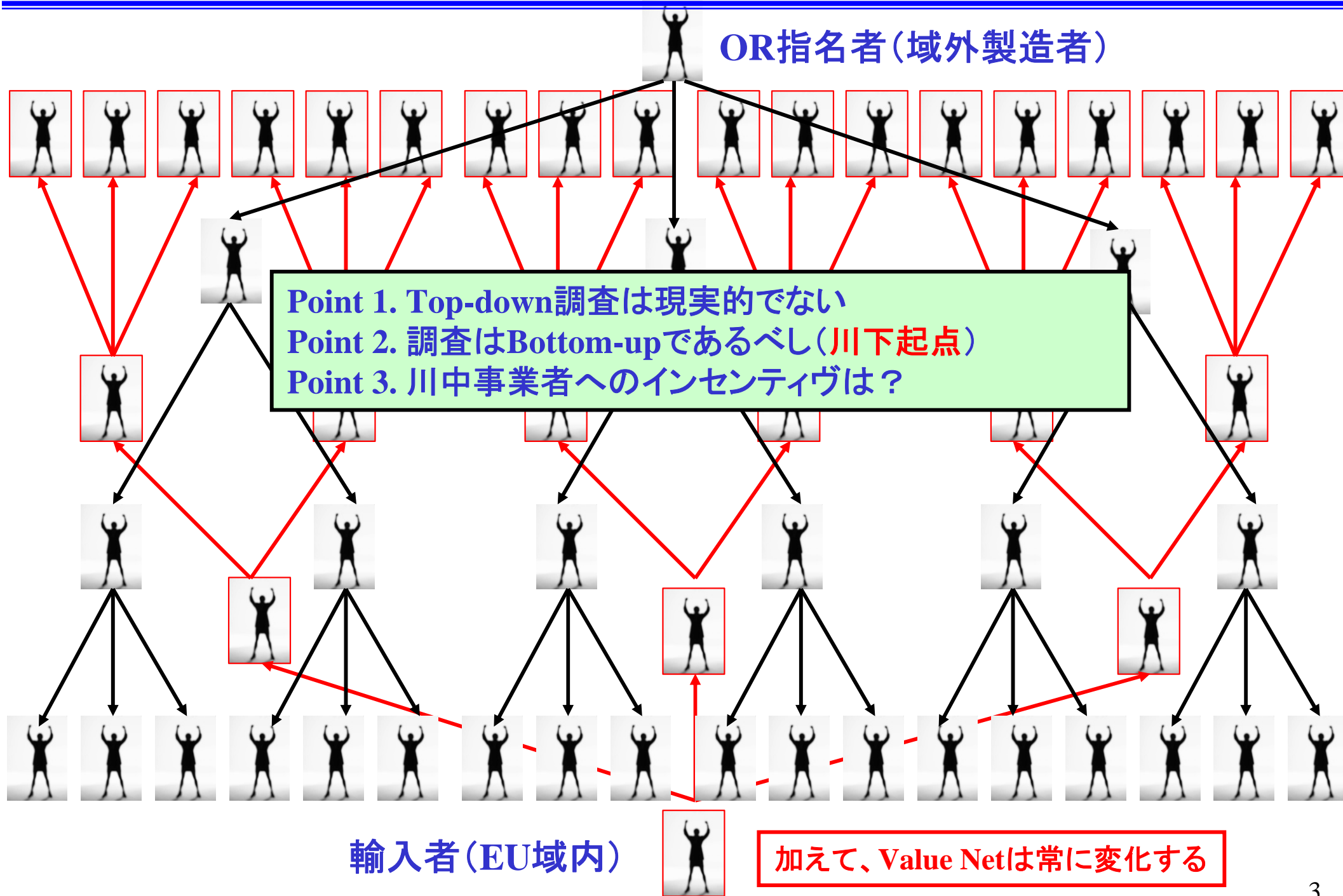
目的

- ◆OR(唯一の代理人)を介したREACHへの取り組みに於ける、EU域外事業者固有の課題の共有化
- ◆課題克服手法(概念)の業界横断型全体最適化
(川下側を起点とする双方向のMinimum Packageによる情報伝達)
- ◆EU域外の全Value Net上での共通IT Toolの利用、参加の提案

内容

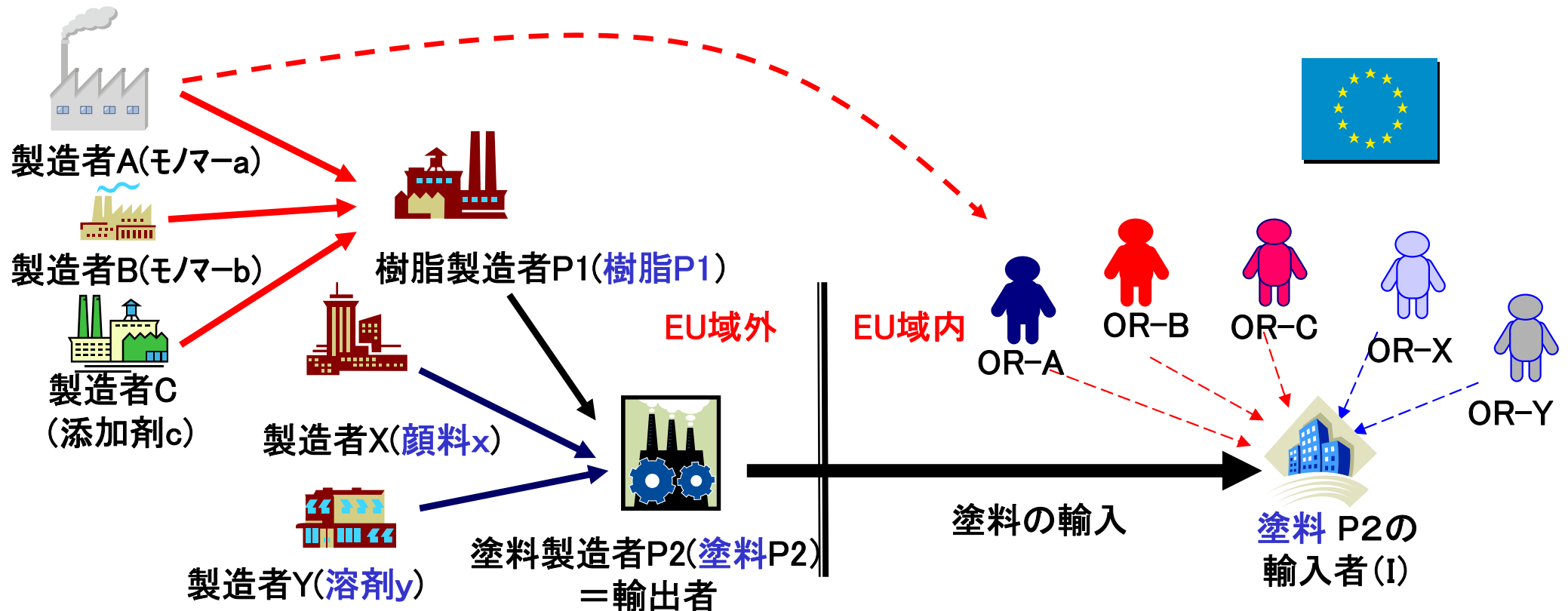
1. REACHコンプライアンス上の問題点の背景
2. 課題と解決策の基本コンセプト
3. 具体的なSolutionの提案
 - (1)OR²ISの提案
 - (2)GREEN eBASE活用の提案

1. 問題点の背景 (Value Netの現実)



ポリマーや調剤のSC構造(例)とその課題

- ◆域外で製造される物質(素材原料)を唯一の代理人(OR)を介して本登録
- ◆そのSC上で、物質がポリマーや調剤(塗料など)に変換されてEUへ輸出



【課題】 ◆ORと輸入者の紐付け

【方策】 ◆相互に必要な情報を個々のSC上で伝達すること



REACHコンプライアンスの為に、以下の情報は
共同体外の製造者がORに提供する

1. EU輸入量
2. EU輸入者のリスト
3. SDSの更新
用途、曝露情報 etc. の常時監視

2008年9月改訂 Ver.1.3

P22/124



When appointing an only representative, it is necessary that the “**non-Community manufacturer**” provides his only representative with up-to-date information on the **list of EU importers** which should be covered by the registration of the representative and the **quantities imported into the EU**.

EU域外の調剤・ポリマーを川上原料メーカーが指名したORを介してREACH登録する場合の構造的問題

- ◆ 間接輸出・輸入される調剤中の**複数の物質**を、**複数のOR**を介した登録でカバーする事のみスマッチ(第8条の問題)
- ◆ 登録は**物質**そのもの(Substance)でなされるが、SC上で製品が**調剤・ポリマーに転換**されることによる情報のみスマッチ(第6条の問題)

◆ REACHコンプライアンス達成のために必要な情報

1. 輸入者が保有すべき情報
 - (1) 登録情報(登録No.)
 - (2) OR情報
2. OR指名者が保有すべき情報
 - (1) EU輸入者情報
 - (2) 輸入数量(物質ごと)
 - (3) 使用、曝露情報

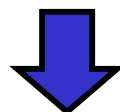
◆ 対峙する課題

1. 事業上の**秘密情報(CBI)保護**
 - 事業者情報
 - 事業数量情報
 - 調剤の成分・組成情報
2. REACH以外の**コンプライアンス・リスク管理**
 - EU競争法
 - 独占禁止法

川下側起点の情報発信がないとどうなるか？

(最悪のシナリオ)

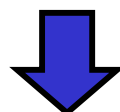
1. OR指名者がカバーできるのは、**調剤・ポリマー**の輸出事業のうち、**知り得ているもの(SC)**だけである
2. しかも、輸出されている**調剤・ポリマー**の**部分的な成分(自社物質)**のみをカバーしているだけ



3. **調剤・ポリマー**の**全成分の登録**がカバーできていない輸入は停止
(欧州当局の査察・照会→**違反摘発**)



4. 知り得なかった川下事業の停止による事業規模縮小
5. 採算悪化による川上の事業そのものも停止



REACH遵守に関わらない国内事業も

6. 川上事業(物質製造者)に連鎖する**SC上の全事業の共倒れ**

REACH-EN-FORCE プロジェクト

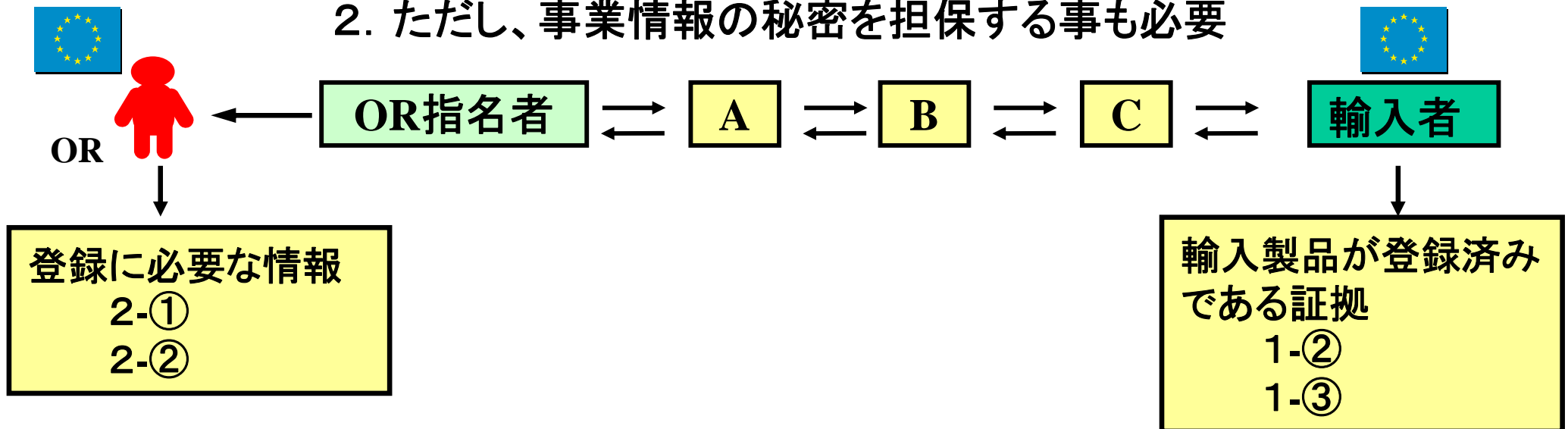
1. REF-1 (2010年) 2010.10.11/REACH-EN-FORCE-1 のプロジェクトレポートを公開
 - ・査察対象: 製造者878社、輸入者666社、唯一の代理人83社、川下858社
 - ・違反: 24% (登録関係: 2.6%、予備登録関係: 5.6%)
罰金: 12件、刑事告発: 3件、行政命令: 169社
 - ・SDS関係: 査察全体の11%がSDS無しで、20%が言語・書式で不備
 - ・第1回プロジェクトは初回登録期限の後の2011年春まで実施予定
 - ・今後、「制限」、「CLP」に関しても執行準備中
2. REF-2 (2011年5月～12月)
 - ・川下ユーザーの義務
 - 特に、混合物のFormulatorを対象に
SDS、**混合物中の物質の(予備)登録情報**
 - ・Supply Chain情報に関する規定への遵守
など
3. REF-3 (今後も継続を予定)
 - ・税関当局と共に化学物質の輸入について行うことで合意
(ECHA Press Release (2011.3.7)より)

1. **OR*¹** (OR指名者) と在欧の**輸入者*²** (への輸出者) においては、REACH法遵守上必要な情報の入手整備が必須。
2. 伝達収集する情報を**最低限のPackageとする**事により、CBI、競争法上の無用な不安感や懸念を払拭する。
3. 上記2. の為に、SC上の川中事業者には本来知り得ない情報を伝達してもらう必要があり、**彼らには情報を秘匿(暗号化)**して伝達する。

*** 1、* 2:** 共にREACH法の適用を受けるもの

伝達情報の最小化（提案のまとめ）

1. SC上でこの情報の伝達を繰り返す事が必要
2. ただし、事業情報の秘密を担保する事も必要



伝達すべき情報	1. 川上側から入手する情報は川下側に伝達する情報
	<ul style="list-style-type: none"> ①製品名 (SC上で変化するが、1対1の対話の為に必要な情報) ②含有成分ごとの(予備)登録No. *1 (物質の特定は出来ない) ③含有成分ごとの「OR」情報(名称や連絡先など、<u>これによりDUとなる</u>) <p>*1; 組成開示ではない(秘密情報は保護され、<u>コンプライアンス確認のIdentifier</u>となる)</p>
	2. 川下側から入手する情報は川上側に伝達する情報
	<ul style="list-style-type: none"> ①輸入事業者名(名称、住所などの特定情報) ②その輸入事業者毎の輸入数量 <p style="text-align: right;">} ガイダンスドキュメントより</p>

(まとめ例1: 通関や査察への対応のために)

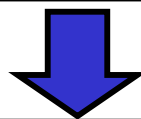
調剤中の構成成分(物質)について、REACHで求められる(予備)登録情報やORの情報をまとめたリストを作成する: 輸入している製品(=調剤)ごとに

物質名やCAS No.は不要

輸入製品名 (調剤名)	(予備)登録番号 具体的な名称までは必須ではないが 予備登録番号(なんらかの識別情報)は必須	猶予期限 (登録予定) トン数域	Only Rep. 指名者情報は不要 (不明なことが多い) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> DUであることの証明 GOTO slide 5 </div>	OR連絡先 担当者 Email Tel, Fax
Compound XP-101	05-987654321-0000	2013年 / >100	Mickey Rat (UK)	-----
	01-987654311-0001	2010年 / 1000<	Mickey Rat (UK)	-----
	05-987654121-0000	2018年 / >1	Mickey Rat (UK)	-----
	05-987654221-0000	2018年 / >10	Donald Dog (GM)	-----
	05-987654521-0000	2013年 / >100	Goofy Cat (UK)	-----
	01-987654777-0000	2010年 / 1000<	Goofy Cat (UK)	-----

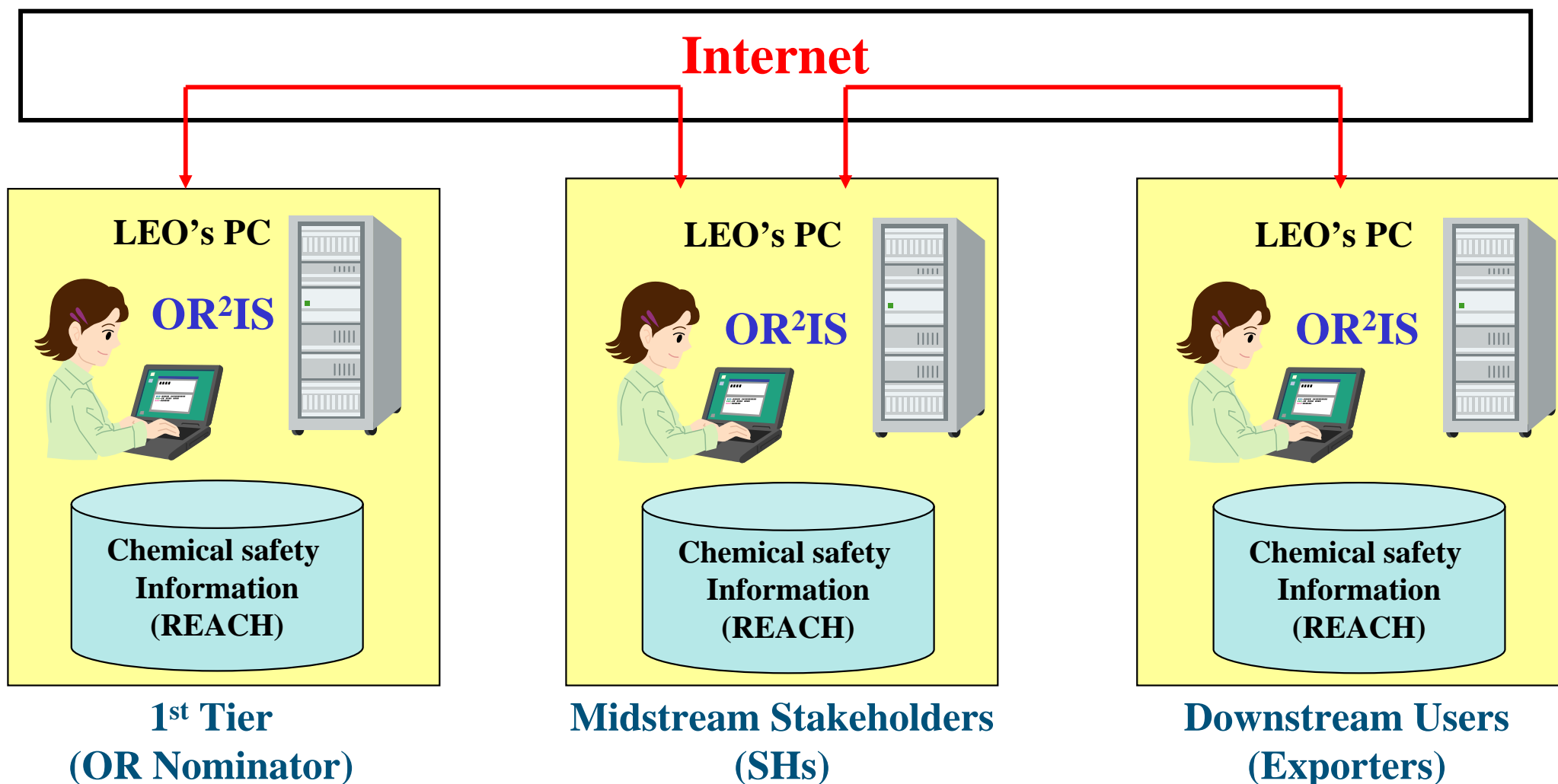
直接・間接に欧州に輸入されている
化学物質の定量的管理が必要

輸入製品名	輸入事業者名	(換算)数量 [T/年]	猶予期限 (登録予定トン数域)
モノマー-A 物質名 CAS No. 等で特定	塗料 P2の輸入者(I)	100	合計 754.5 T/年 登録期限 2013年6月1日 ORに数量、輸入者名に関する 情報を提供
	調剤Aの輸入者(J)	230	
	調剤Bの輸入者(K)	53	
	調剤Cの輸入者(L)	350	
	調剤Dの輸入者(M)	21	
	調剤Eの輸入者(N)	0.5	



川中事業者を介して、間接輸出に関する情報(輸入者名、数量などの情報)
を最上流のOR指名者が入手する必要がある。

構成成分の一部(モノマー-A)を登録したに過ぎない
⇒ 輸入者のコンプライアンスの一部しか担保できない



- **情報の分散管理** : 各事業者個有のDBで情報を分散管理
- **暗号化による情報伝達**: (直接・間接)事業者に対するCBI(組成情報、事業者情報など)の保護
暗号化と解読

1. **OR(OR指名者)、輸入者**共にREACHコンプライアンスに必要な情報を間接事業者を介して伝達・収集できる
2. 輸入者情報(輸入者を特定できる情報)の暗号化とOR指名者による解読
3. OR情報(ORを特定できる情報)の暗号化と輸出者による解読

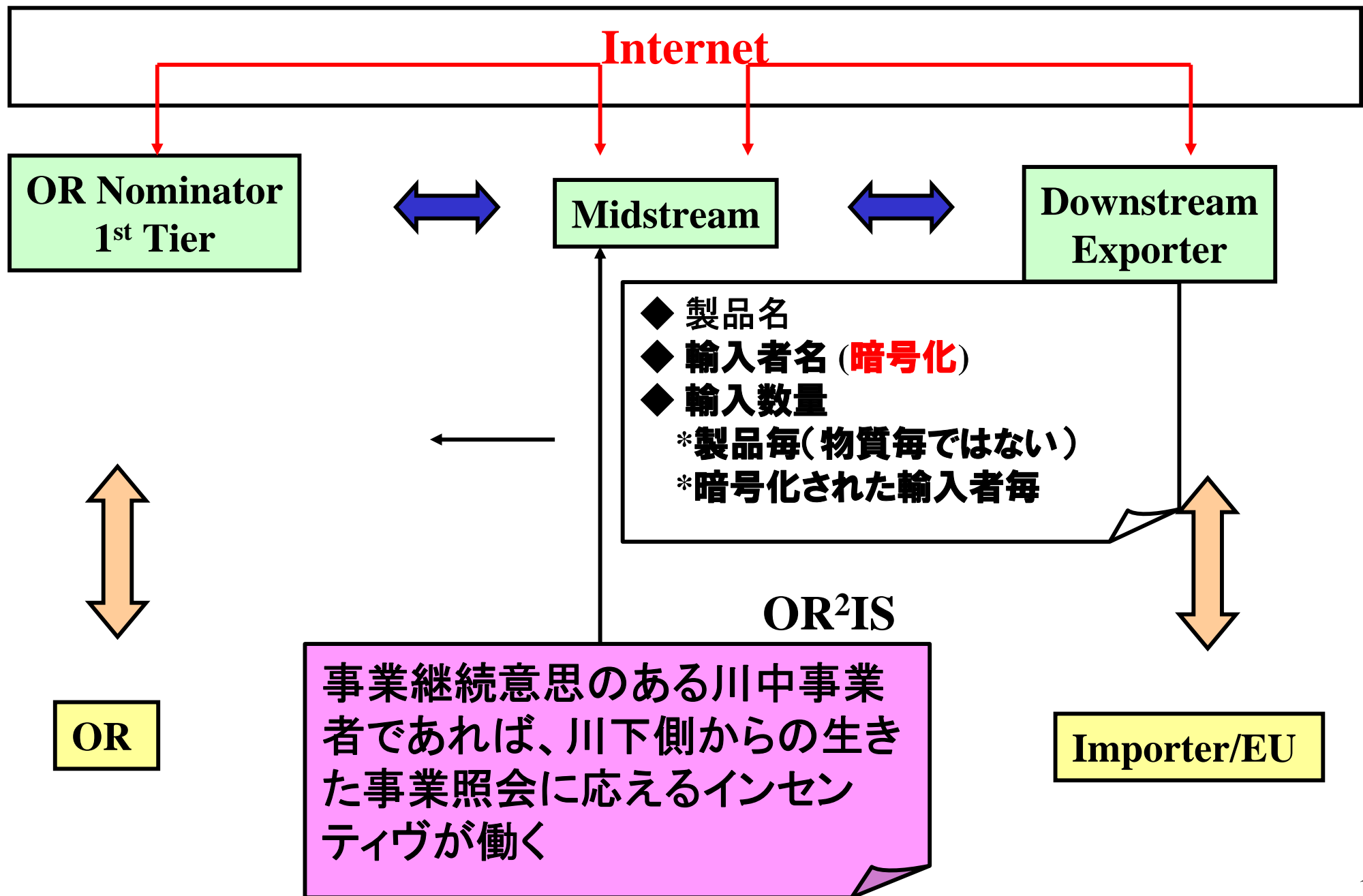
	OR指名者	中間企業	輸出者
輸入者情報	解読できる ←	知り得ない ←	暗号化する
OR情報	暗号化する →	知り得ない →	解読できる

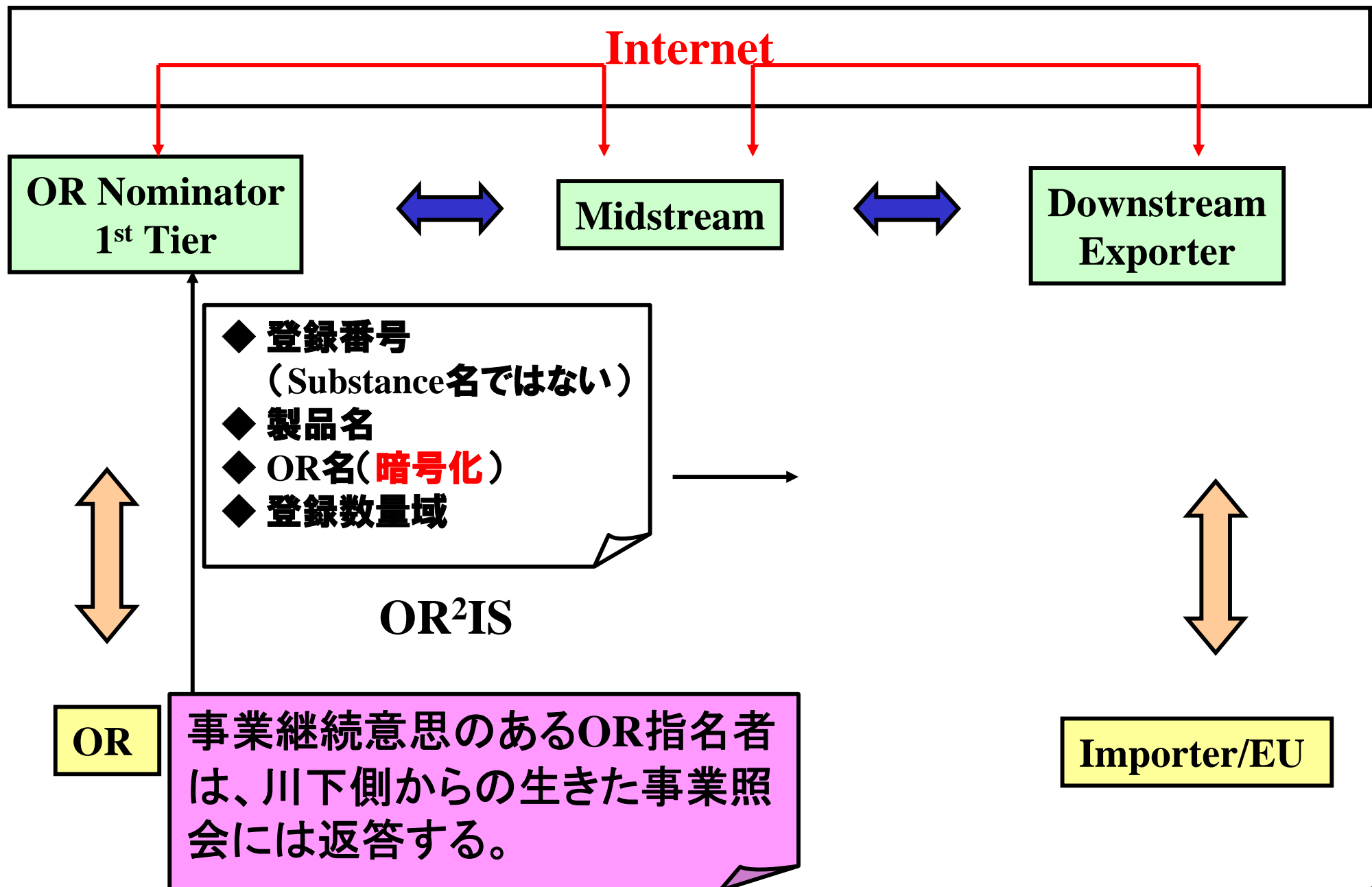
ITプラットフォーム利用による、裏ワザ

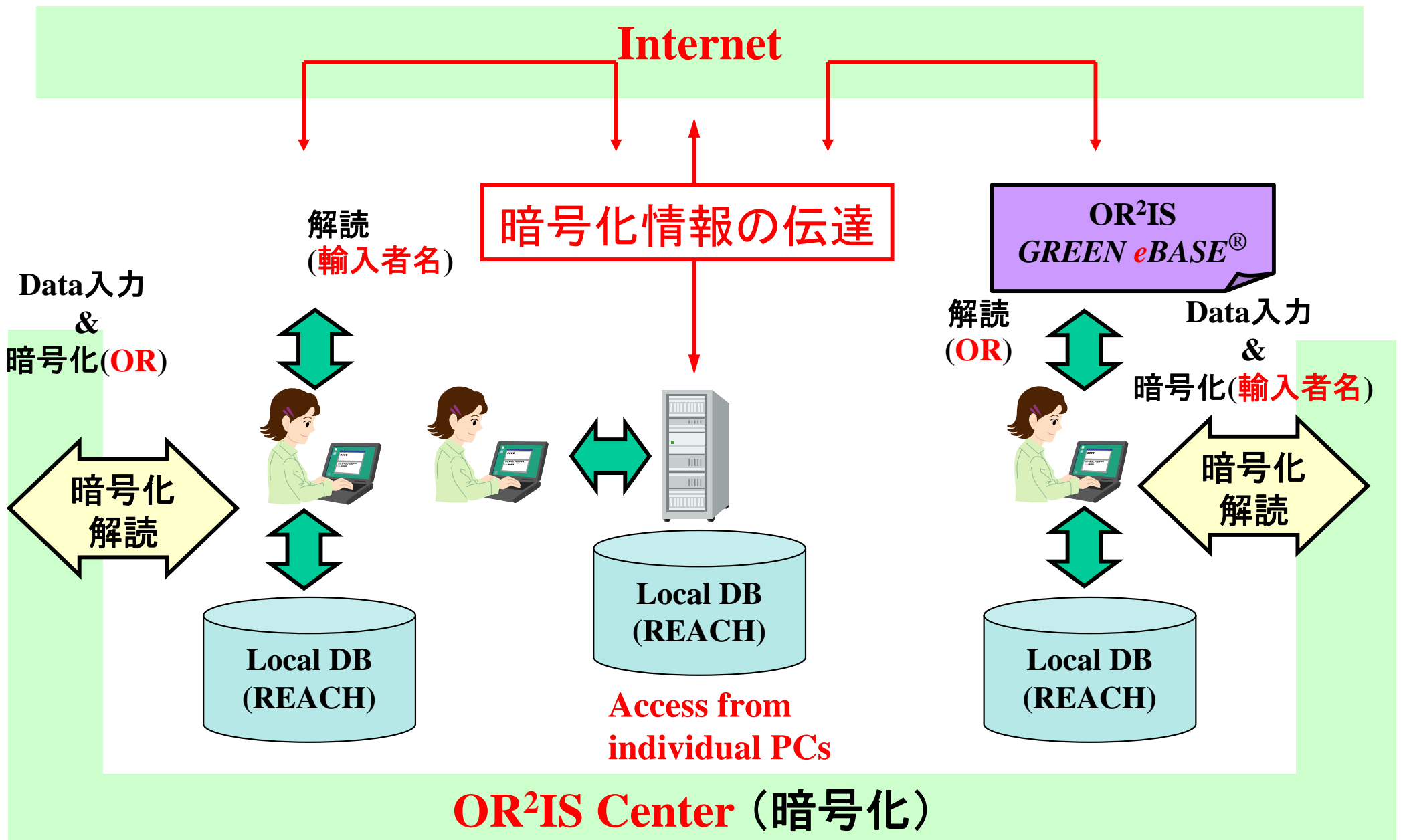
暗号化 = 中間企業に対しては記号でしか伝達されないが、その記号を次のStakeholderに伝達してもらう

解読 = 中間企業から伝達された記号情報を、生の情報に変換する

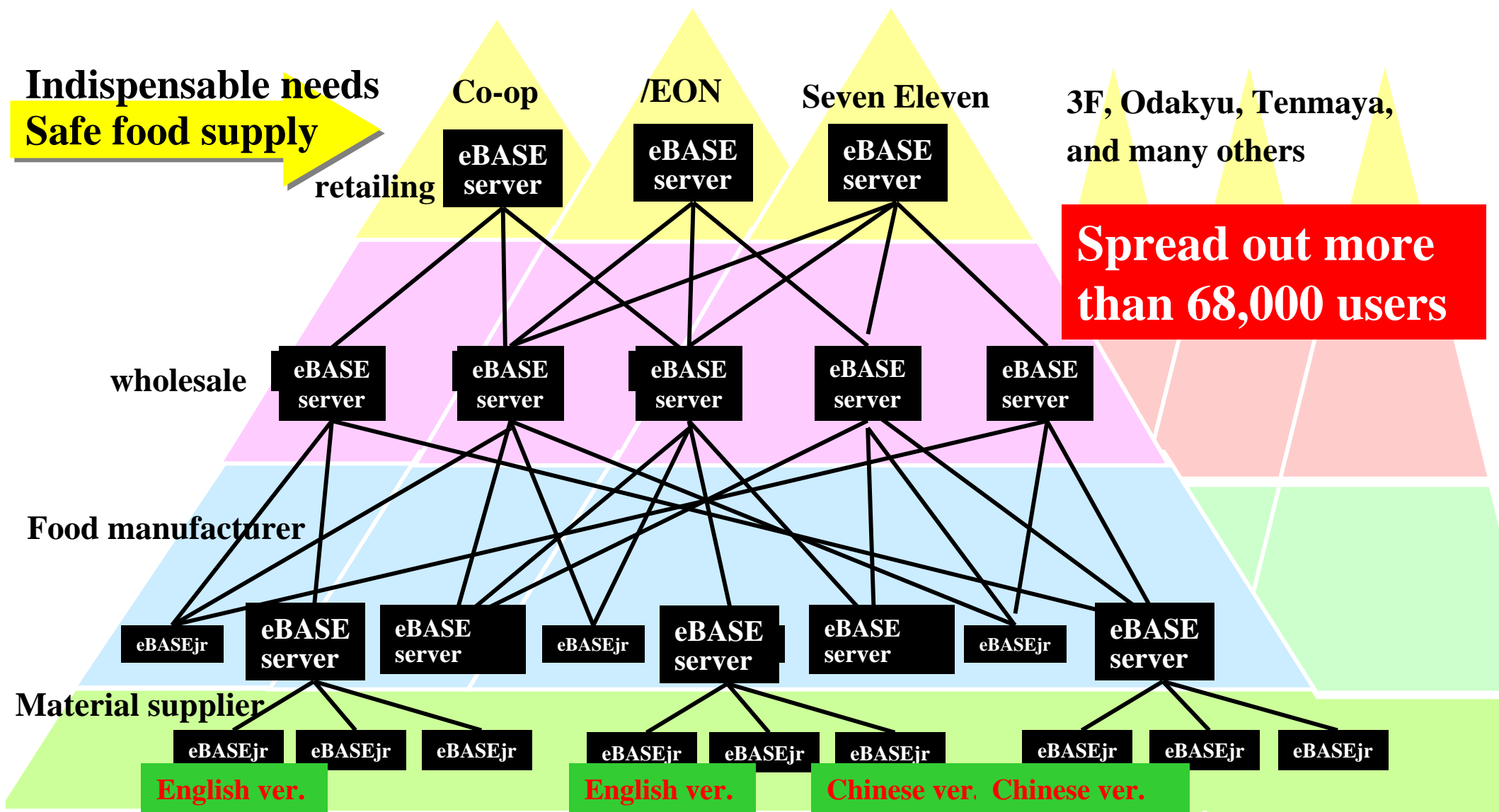
川下(輸出者)を起点とするコミュニケーションの開始







FOODS eBASE[®] による成功事例



情報流通の
仕組み作り

GREEN eBASE[®]

既存プラットフォームの
利用 FOODS eBASE[®]

Value Net内プレイヤー
の全員参加

フリーミアムモデル

- 基本機能は無料 **eBASEjr**
- 拡大機能は有料 **eBASE server**

詳しくはGREEN eBASE[®]の
資料をご参照ください

皆さまへのお願い

- OR2IS/GREEN eBASE[®]のご利用
- お取引先さまへのご紹介

